



一宮町迷惑防止条例

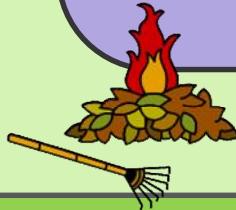
地域住民や滞在者も、お互いルールを守り、住みやすい町にしましょう。

公共の場所および他人が
所有(管理)する場所に
廃棄物を
捨てないでください。



屋外における**廃棄物の焼却行為・
悪臭・振動・騒音**など
周辺の生活環境を損なうことの
ないようにしましょう。

※農業などを営む為に必要な野焼きは、法律上
例外として認められていますが、風向きなど
周辺にご注意ください。



皆さんの暮らしの『音』に気配りをお願いします。。。
特に夜間は**(午後9時から翌日の午前6時まで)**お静かに・・・



●騒音の具体例
音響機器の使用・自動車、バイク
のアイドリング・スケートボード・
屋外での大声での会話・
ペットの異常な鳴き声 など



たばこの
パイ捨て禁止



近年、宿泊施設や民泊事業者の増加により、
騒音やゴミの不法投棄など地域住民の生活や
自然環境に悪影響を与える問題が発生しています。
このような状況を踏まえ、マナーを遵守し、
迷惑行為のない快適で良好な生活環境を
実現するために条例を制定しました。



飼い犬は、
綱や鎖でつなぎ
制御できるように
しましょう。



**飼い犬・飼い猫の
飼育マナーを守りましょう。**



違反した場合、必要な指導・勧告・命令することができます。
命令にも正当な理由なく従わない場合には、
氏名、および住所等をホームページに公表します。

